

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>安定性は高まると思われたのであるが、追加で行う必要はあまり無いのではないかとと思われる施策であるように思われた。既存の枠組みで安全が確保されているのであれば、これによる特段の改正は必要無いのではないかと考える。過剰な投資等を抑制するのはよいのであるが、しかし既にそれは自己資本比率の制限等で安全策が取られているのであるから、どうもこの施策は不必要であると思われるし、また不適切に権力が用いられやすいものの様に思える。ただ、国際的な枠組みにおいてCCyBの運用を行う必要があるのであれば、話は別である。この場合であれば、改正に賛成を行うであろう。</p>	<p>本改正は、平成28年3月に既に規制として導入されていたカウンター・シクリカル・バッファについて、国際合意に基づき、その運用の枠組みを監督指針で定めるものであり、必要と考えております。</p>